

令和8年  
(2026年)

7/1号

No. 1399

毎月1日・15日発行

# ひがくるめ

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち

今号の主な内容

- ・第76回“社会を明るくする運動”市民のつどい・音楽祭… 2面
- ・7年度下半期の市の財政状況を公表します… 2面
- ・夏の昆虫展～50年前の東久留米でみられた昆虫～… 10面
- ・夕市に行こう！… 12面

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課  
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代)

■東久留米市ホームページ▶

など市公式SNSの一覧は▶

地域のお店や  
企業を調査しよう!

## こどもリサーチャープロジェクト

# こどもリサーチャー募集!

「こどもリサーチャープロジェクト」とは、ワークショップや職場見学を通じて、市内のお店や企業と地域とのつながりを全3回のプログラムで学ぶ取り組みです。同プロジェクトに参加する「こどもリサーチャー」を募集します。  
☎企画調整課 ☎042・470・7702



市☎

応募は  
こちら

**対象者** 市内在住・在学の小学5年生～中学3年生で、  
全3回のプログラムすべてに参加できる方

※参加者の写っている写真や作成いただいた資料などは、活動内容を共有するために、市☎や意見投稿用のプラットフォームに掲載します。

**定員** 50人程度(応募多数の場合は抽選)

**申し込み方法** 7月1日(水)～31日(金)に申し込みフォームで

※参加者が決定次第、申し込みフォームに入力した☎アドレス宛てに連絡します。



申し込み  
フォーム

### プログラム①

## オリエンテーション ワークショップ

8月23日(日)午後1時～4時  
@市役所7階



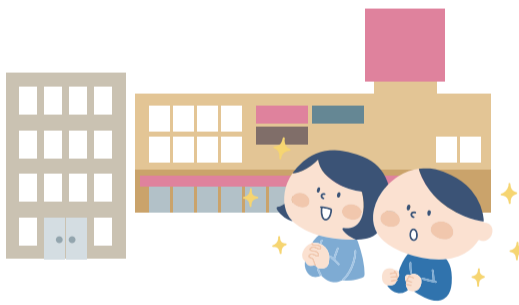
グループに分かれて話し合い、市内のお店や企業が地域とどのように関わっているのかや、職場見学先で質問したいことなどを考えよう!

### プログラム②

## 職場見学 フィールドリサーチ

9月下旬頃の土曜・日曜日、祝日のうち1日  
@市内の職場見学先

※体験先や詳細な日時は別途お知らせ



職場見学やインタビューなどを通して、市内のお店や企業が地域のために果たしている役割について学ぼう!

### プログラム③

## ワークショップ アイデア発表会

10月18日(日)午後1時～4時  
@市役所7階



見学・調査したことをもとに、「もっと利用しやすいお店にするには?」「地域と企業が一緒にできることは?」などについて話し合い、グループごとにアイデアをまとめて発表しよう!

## まちやお店・企業に関する アイデアを募集します

「こんなお店があったらいいな」「地域のお店の気になるところ」などについて、右のフォームから投稿してください。  
こどもリサーチャーに参加しない方でも自由に投稿できます!

投稿はこちらから  
(7月1日(水)公開)



意見投稿用  
フォーム

いただいた内容は  
ワークショップや職場見学の  
テーマ設定に活用します



# 今年も やります!

東久留米  
まちっこ  
広報部

市の魅力を発見・取材し、その内容を広報紙やSNSなどで発信する「東久留米まちっこ広報部」の広報部員を今年も募集します!

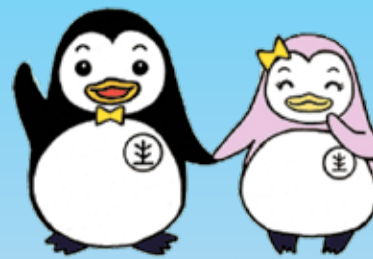
対象者は小学校高学年～高校生の方です。

募集の詳細は広報7月15日号でお知らせします。

☎秘書広報課広報係 ☎042・470・7708

# 第76回“社会を明るくする運動” 市民のつどい・音楽祭

☎福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7785



更生保護マスコットキャラクター  
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。市では市長が推進委員会委員長となり、地域の皆さんや保護司会、更生保護女性会、小・中学校長会、地区青少協など関係団体の協力を得て、広報活動を行います。

📅 7月11日(土)午後1時から(0時40分開場予定)

📍 場生涯学習センター

🎯 第1部「市民のつどい」(午後1時～2時)

主催者および来賓あいさつ、更生保護の動画上映

▼ 第2部「音楽祭」(午後2時～4時半頃)

🎭 出演予定団体 神宝小学校わかば学級(和太鼓)、第七小学校(合唱)、中央中学校和太鼓部、下里中学校吹奏楽部、大門中学校吹奏楽部、東久留米市民吹奏楽団

👥 定500人

🚗 車でのご来場はご遠慮ください

🎁 他来場者には記念品を贈呈します

## “社会を明るくする運動” に関する作品募集

同運動の啓発のため、次の通り作品を募集します。詳細は各学校を通じてお知らせします。応募いただいた方には記念品をお贈りします。

### ■書道・ポスター(絵画)

市内中学生の皆さんを対象として、この運動の理解を深めることを目標に書道および絵画作品を毎年募集しています。応募作品は、秋の市民文化祭などで展示する予定です。

### ■作文コンテスト

市内小学生・中学生の皆さんを対象として作文を募集します。テーマは、家庭生活、学校生活などの中で体験したことなどをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪や非行をした人の立ち直りについて、考えたことや感じたことを書いてください。

## 7年度下半期の 市の財政状況を公表します

市では、年2回、予算の執行状況並びに市民負担の概況、財産、地方債の現在高などの財政状況を公表しています。今回は、7年度下半期(10月～3月)の状況についてお知らせします。

☎財政課 ☎042・470・7706

### 一般会計・歳入歳出状況

当初予算額は507億6,000万円でしたが、15回の補正を行いました。

予算総額	執行額 (上段：収入済額) (下段：支出済額)		収入率
			執行率
565億3,298万7千円	477億9,903万4千円	460億4,494万円	95.1%
			81.4%

### 特別会計・歳入歳出状況

特別会計	予算総額	執行額 (上段：収入済額) (下段：支出済額)		収入率
				執行率
国民健康保険特別会計	115億8,381万8千円	105億6,901万2千円	108億5,900万3千円	90.7%
				93.7%
後期高齢者医療特別会計	40億7,265万7千円	40億7,009万4千円	40億2,739万4千円	99.6%
				98.9%
介護保険特別会計	122億1,626万9千円	104億8,306万8千円	107億4,076万7千円	96.2%
				87.9%

### 下水道事業会計・収入支出予算執行状況

収入支出	予算総額 (上段：収入額) (下段：支出額)		執行額 (上段：収入済額) (下段：支出済額)		収入率
					執行率
収益的収支	24億4,539万2千円	24億915万円	22億8,660万5千円	21億9,973万円	93.5%
					91.3%
資本的収支	16億3,090万8千円	23億3,018万3千円	8億6,715万4千円	14億8,499万4千円	53.2%
					63.7%

### 市債の状況

道路、公園の整備や公共施設の建設など、将来その施設を利用する世代にも負担をしてもらうことが適当な事業の場合、市では事業費の一定割合を「市債」として国などから借入れを行っています。

※償還利子は金利に変更がない場合の予定額です。

現在高	区分		内訳	
	一般会計	下水道事業会計	一般会計	下水道事業会計
償還利子	192億5,446万8千円	53億5,289万7千円	3億7,907万8千円	7億5,325万3千円
	246億736万5千円	11億3,233万1千円		

### 基金の状況

基金は、家計で言えば「預貯金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら目的ごとに積み立てています。

区分	現在高
財政調整基金	50億3,488万2千円
その他の基金	72億4,367万6千円
合計	122億7,855万8千円

### 市税負担額の状況

市の財源は、皆さんが納めている市税のほか、国や都からの支出金などによって構成されています。

一人当たり	16万1千円
一世帯当たり	32万4千円

### 公有財産の状況

公有財産とは、市が所有する不動産や動産などを言います。

区分	面積および箇所数
土地	60万420.3㎡
建物	19万7,618.37㎡
工作物	1,651箇所

※各計数は原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合があります。

※予算総額に対する執行率はいずれも8年3月末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間(4月1日～5月31日)後に確定します(下水道事業会計を除く)。

## 75歳未満の方 国民健康保険資格確認書等の一斉更新について

国民健康保険課国保年金資格係 ☎042・470・7732

令和8年7月31日に有効期限が到来する国民健康保険「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」を交付している方へ、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）の保有状況により、更新後の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月末までにお送りします（下表参照）。

なお、「70歳未満の資格情報のお知らせ」は有効期限の記載がないため更新はありません。

- ※8年6月19日時点の情報をもとに作成するため、最新の情報でない資格確認書等が行き違いで届く場合があります。
- ※同じ世帯の方であっても、「70歳以上の資格情報のお知らせ」、「70歳以上の資格確認書」、「70歳未満の資格確認書」は別送となり、到着時期が異なる場合があります。
- ※有効期限が過ぎた資格確認書や資格情報のお知らせは、個人情報を読み取れないように細かく切るなどして、ご自身で破棄してください。

表 送付物・有効期間など

		マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
送付物		資格情報のお知らせ ※受診の際はマイナ保険証をお使いください（資格情報のお知らせでは受診できません）。	資格確認書 ※これまでの健康保険証と同じように受診時にお使いいただけます。
有効期間（※1）	70歳以上	1年間 （令和9年7月31日）	
	70歳未満	更新なし	3年間（※2） （令和11年7月31日）
郵送方法		普通郵便	特定記録郵便

（※1）有効期間までに①75歳になる方は、誕生日の前日まで②70歳になる方は、70歳の誕生日の月末（誕生日が月の初日である場合は前月末）まで③在留期限が満了する外国籍の方は期限の翌日まで

（※2）「70歳未満の資格確認書」は2年ごとの更新です。昨年度、市が採用する国民健康保険中央会の市町村事務処理標準システムの仕様により、暫定的に有効期間を1年としていたため、今回送付するものは3年間としています。

### ■資格確認書の交付申請

マイナ保険証をお持ちの方で、マイナ保険証での受診が困難な方には、申請などにより資格確認書を交付します。ご希望の方は本人確認書類を持参の上、保険年金課国保年金資格係窓口（市役所1階）で申請してください。

※別世帯の方が申請する場合は委任状も必要。

### ■申請により資格確認書を交付できる方

- ▼マイナンバーカードを紛失した方
- ▼マイナンバーカードを更新中の方
- ▼疾病等でマイナ保険証での受診が困難な方

### ■マイナ保険証の利用登録解除申請

マイナ保険証の利用は任意であるため、利用登録解除の手続きが可能です。詳細は、市☎をご覧ください。



市☎

### マイナンバーカードの健康保険証利用に関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178（5番を選択の上、音声ガイダンスにしたがってお進みください）

受付時間 ▼平日＝午前9時半～午後8時 ▼土曜・日曜日、祝日＝午前9時半～午後5時半（年末年始を除く）

### ■70歳～74歳の方の一部負担金割合について

70歳以上の被保険者の方には、一部負担金割合（2割もしくは3割）が記載されています。一部負担金割合は、令和8年度の市民税・都民税課税標準額に基づいて判定し、毎年8月に更新します。判定方法については下図をご参照ください。

図 70歳～74歳の国保加入者の一部負担金割合判定方法について

#### ①課税標準額による判定

判定対象者（70歳～74歳の国保加入者）全員の課税標準額（総所得金額等から所得控除を差し引いた額）が145万円未満である

※判定対象者が国保世帯主の場合で、前年（判定期日の属する月が1月～7月の場合は、前々年）12月31日時点における国保世帯内に、所得が38万円以下である18歳以下の被保険者がいる場合は、課税標準額から以下の額を控除します。

▼15歳以下の被保険者数×33万円 ▼16歳以上18歳以下の被保険者数×12万円

いいえ

はい

#### ②旧ただし書き所得による判定

判定対象者の旧ただし書き所得（総所得金額等から基礎控除額を控除した額）の合計額が210万円以下である

いいえ

はい

#### ③収入額による判定（申請による再判定）

下表のいずれかに該当する

70歳～74歳の国保被保険者の数	特定同一世帯所属者（※1）の有無	基準収入額
1人	無し	本人収入額383万円未満
	有り	本人収入額383万円未満もしくは 特定同一世帯所属者を含む 合計収入額520万円未満
2人以上		合計収入額520万円未満

※1 75歳到達により国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者で、75歳到達日以降も継続して国保加入者と同一の世帯に属する者。

※2 収入額が公簿などにより確認できる場合は、自動的に負担割合は2割となるため申請不要。

はい  
※2

申請する

いいえ

負担割合は3割

負担割合は2割

## 75歳以上の方

### 後期高齢者医療資格情報のお知らせまたは資格確認書の送付

国民健康保険課高齢者医療係 ☎042・470・7846

現在お持ちの「資格確認書（藤色）」の有効期限は、令和8年7月31日です。8月1日から使用する「資格情報のお知らせ（白色）」または新しい「資格確認書（水色）」（どちらも有効期限は令和9年7月31日まで）を、すべての被保険者の方へ7月末日までにお送りします。

資格情報のお知らせは普通郵便、資格確認書は特定記録郵便で送付します。7月31日までは現在の「資格確認書（藤色）」を使用しますので、それまでは破棄しないようにしてください。8月1日を過ぎても資格情報のお知らせまたは資格確認書が届かない場合は、保険年金課高齢者医療係までお問い合わせください。有効期限が切れた「資格確認書（藤色）」は、8月1日以降にご自身で破棄してください。

### ■資格確認書の交付申請

マイナ保険証をお持ちの方も、以下のいずれかに該当する場合は「資格確認書」の交付を受けることができます。ご希望の方は郵送または保険年金課高齢者医療係窓口（市役所1階）で申請してください。

- ▼マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ▼介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

### ■申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書（市☎でダウンロード可能）
- ・申請する被保険者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など。郵送申請の場合は写し）
- ・代理の方による申請の場合は、代理の方の本人確認書類（郵送申請の場合は写し）

### ■送付物について

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のどちらかを判定した上でお送りしますので、お手元に届いたものをご確認ください（下図参照）。

資格確認書の継続交付申請をしている方は資格確認書が交付されます。

図 送付物の内容について

